J A M 政策NEWS

2017年7月6日 第2017-017号

 【発
 行】J
 A
 M

 【発行責任者】河
 野
 哲
 也

【編 集】総合政策グループ

Tel 03-5860-6150

E-Mail: seisaku.seiji@jam-union.jp

ものづくりマイスター制度の企業利用の促進に向けて ものづくり推進会議で29年度計画を確認

技能・技術の高さをアピール

平成29年度ものづくりマイスター推進会議が7月に開催され、28年度の事業報告並びに、29年度の事業計画についての確認が行われました。



技能検定制度・技能 士のロゴマークが2017 年3月から使えるように なり、技能士を企業イメ ージの向上に役立たせ ることが出来ます。無料

で使用ができ、企業の技能の高さを広くPRすることができます。詳しくは、厚生労働省「技のとびら」HPで確認をしてください。

http://www.waza.javada.or.jp/

29年度では、新たに、一級技能士等が一貫して制作した商品に対して、標示できるロゴマークの事業が予定されています。認定を受けた商

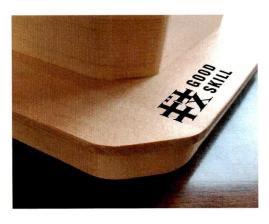


GOOD SKILL

品に付けて付加 価値の高さをア ピールできるよ うになります。

高度熟練技能を持つ技能者を 前面に出したP Rができます。 また、ものづち りにおいて技能

士の持つ技の高さを一般に広く知ってもらう ことで、ものづくりに興味を持ってもらう事も 事業目的としています。



商品標示ロゴマークの使用範 囲の拡大を要望

29年度の事業計画では、企業が技能士を育成する為に、ものづくりマイスター制度の活用を進めることに重点が置かれています。工業高校等の利用状況は、高水準にあるものの、受講者数では、企業の受講者が少ない状況にあります。

技能士の資格取得を進めるために、加工の一部に一級技能士が関わるなど等 JAMとしてロゴマークの使用範囲の拡大を要望しました。 ※ 29年度活動目標の概要(対象112職種)

ものづくりマイスター活動数154,627人日以上、ITマスター活動数2,007人日以上、実技指導件数は、ものづくりマイスターの派遣者数延べ、26,540人日ポイント(企業・業界団体に

対する指導1.50ポイント、工業高校等に対する 指導0.75ポイントとして計算)各県コーナーに おけるものづくりマイスターに対する指導技 法等の支援等。JAMは中小企業の活用の実態 について質問し、ものづくりマイスター制度を 中小企業が活用する為に、キャリアアップ助成 金との併用も条件が整えば可能との回答を得

ました。(「人日」は、延べ人数です。)